

一般社団法人全国警備業協会関係

加盟会員専用 お知らせ (令和7年度No.9)

下記のとおりのお知らせがありましたので参考にして下さい。

別添1 サプライチェーン全体での支払の適正化について

別添2 「警備業法上のオンライン申請の対象手続拡大について

別添3 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底について

別添4 外国籍警備員に関する調査及び官公需における警備業務に関する調査へのご協力依頼について

別添5 最低賃金引上げに関する施策等の周知について

別添1

全警協発第195号

令和7年11月6日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会

専務理事 黒木 慶英

サプライチェーン全体での支払の適正化について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、中小企業庁事業環境部長及び公正取引委員会事務総局官房審議官から、別添文書のとおり周知依頼がございました。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

別紙

20251024中庁第1号
公取企第405号
令和7年10月28日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業省 中小企業庁
事業環境部長 坂本 里和
(公印省略)
公正取引委員会事務総局
官房審議官 向井 康二
(公印省略)

サプライチェーン全体での支払の適正化について

物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるようにするために、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる取引環境の整備が重要であることから、令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、同月23日に公布されました。この改正法は、令和8年1月1日に施行され、下請代金支払遅延等防止法は、中小受託取引適正化法（以下「取適法」といいます。）となります。

取適法では、令和8年1月1日以降に発注される製造委託等に係る代金の支払について、手形払を禁止するとともに、電子記録債権や一括決済方式といったその他の支払手段についても支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難なものを禁止しています。

取適法の施行に伴い、製造委託等代金を支払う事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る代金のサイトが短縮されることもとより、その川上の事業者も含めたサプライチェーン全体でサイトが短縮されることが重要となります。

そのため、取適法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取組や、サイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮する必要があります。

貴団体におかれましては、これらの取組を推進するため、傘下会員に対し、下記を周知・要請いただくよう、御協力をお願いいたします。

記

【サプライチェーン全体での支払の適正化について】

支払の適正化を図るため、傘下会員に対し、以下を周知・要請する。

1. 令和8年1月1日から取適法が施行され、同日以後の発注に係る製造委託等代金の支払に手形を交付することが禁止されること。また、電子記録債権や一括決済方式等の現金以外の支払手段についても、物品等の受領から起算して60日以内に定められる代金の支払期日までに当該代金の満額に相当する金銭を受領することができない場合は、その使用が禁止されること（例えば、物品等の受領日から起算して60日を超える満期を設定した電子記録債権又は一括決済方式を使用する支払は、原則として禁止される。）。
2. 取適法対象外の取引についても、サイトを製造委託等に係る物品等の受領日から起算して60日以内に短縮する、代金の支払ができる限り現金によるものとする等、サプライチェーン全体での支払の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払の適正化とともに、前払比率、期中払比率ができる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

以上

別添2

全警協発第206号
令和7年12月2日

各協会長 殿

(一社) 全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

警備業法上のオンライン申請の対象手続き拡大について

謹 啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、警察庁において、令和3年6月1日から警備業法上の申請手続きの一部がオンラインでできる「警察行政手続きサイト」が運用されて参りました。

このたび警備業法上のオンライン申請の対象手続きが拡大され、e-Gov 電子申請サイトからオンラインで申請ができるようになります。

e-Gov 電子申請を初めて利用するには e-Gov アカウントの取得、ブラウザの設定、アプリケーションのインストールが必要となりますので、必要に応じて、下記 URL にアクセスし、利用の準備を進めて頂くようお願い申し上げます。

なお、従来の「警察行政手続きサイト」については、令和7年12月15日に運用が停止される予定となっておりますのでご注意ください。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、本件について、管内加盟警備業者に周知頂きますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1 運用開始日時

令和7年12月15日(月)

2 対象となる手続き

別添「警察行政手続き一覧」参照

3 e-Gov 電子申請サイトのURL

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

以上

別添

警備業法上の行政手続一覧

No.	分類	手続名	根拠法令等
1	警備業	営業所設置等の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）
2	警備業	機械警備業務の廃止の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）
3	警備業	機械警備業務の変更の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）
4	警備業	機械警備業務開始の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）
5	警備業	警備業廃止の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）
6	警備業	護身用具の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）
7	警備業	護身用具の変更の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）
8	警備業	講習機関の登録の更新申請	警備業法（昭和47年法律第117号）
9	警備業	講習機関の登録の申請	警備業法（昭和47年法律第117号）
10	警備業	登録講習機関の業務の休廃止の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）
11	警備業	登録講習機関の業務規程の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）
12	警備業	登録講習機関の業務規程の変更の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）
13	警備業	登録事項の変更の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）
14	警備業	届出書の提出（死亡、法人の解散・消滅）	警備業法（昭和47年法律第117号）
15	警備業	届出書の提出（本人）	警備業法（昭和47年法律第117号）
16	警備業	認定の有効期間の更新申請	警備業法（昭和47年法律第117号）
17	警備業	認定申請	警備業法（昭和47年法律第117号）
18	警備業	服装の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）
19	警備業	服装の変更の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）
20	警備業	変更の届出（主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域を管轄する公安委員会へ提出するもの）	警備業法（昭和47年法律第117号）
21	警備業	変更の届出（主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由して提出するもの）	警備業法（昭和47年法律第117号）
22	警備業	講習会の実施結果の報告	警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）
23	警備業	都道府県内廃止の届出	警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）
24	警備員	機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請	警備業法（昭和47年法律第117号）
25	警備員	機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請	警備業法（昭和47年法律第117号）
26	警備員	合格証明書の再交付の申請	警備業法（昭和47年法律第117号）
27	警備員	合格証明書の書換えの申請	警備業法（昭和47年法律第117号）
28	警備員	指導教育責任者資格者証の再交付の申請	警備業法（昭和47年法律第117号）
29	警備員	指導教育責任者資格者証の書換えの申請	警備業法（昭和47年法律第117号）
30	警備員	機械警備業務管理者資格者証の交付申請	警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）
31	警備員	指導教育責任者資格者証の交付申請	警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）
32	警備員	機械警備業務管理者講習の受講申込み	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）
33	警備員	機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付の申請	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）
34	警備員	警備員指導教育責任者講習の受講申込み	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）
35	警備員	警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付の申請	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）
36	警備員	警備員現任指導教育責任者講習（1号警備業務）の受講申込み	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）
37	警備員	警備員現任指導教育責任者講習（2号警備業務）の受講申込み	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）
38	警備員	警備員現任指導教育責任者講習（3号警備業務）の受講申込み	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）
39	警備員	警備員現任指導教育責任者講習（4号警備業務）の受講申込み	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）
40	警備員	検定の申請	警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）
41	警備員	検定合格者審査の申請	警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）
42	警備員	合格証明書の交付申請	警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）
43	警備員	成績証明書の再交付の申請	警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）
44	警備員	成績証明書の書換えの申請	警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）

別添 3

全警協発第 207 号
令和 7 年 12 月 4 日

協会長 各位

(一社) 全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の
周知徹底について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素当協会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 11 月 29 日に内閣官房および公正取引委員会より公表されました
「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下「指針」という。) に関
しましては、これまで当協会においても様々な機会を通じて周知を図ってまいりました
が、このたび警察庁より、改めて周知を徹底するよう依頼がございました。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ではございますが、管内加盟店各位に対し、改
めて「指針」の内容をご周知いただくとともに、価格交渉にあたっては、先般改訂い
たしました「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」および、2種類
のリーフレット「警備業における適正取引の推進」「警備業における適切な価格転嫁の
実現に向けて」を積極的にご活用いただき、適切な価格交渉を行っていただきますよ
う、併せてご周知をお願い申し上げます。

謹 白

【別添書類一覧】

別添 1 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	～詳細省略
別添 2 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（概要）	～全文掲載
別添 3 警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画	～詳細省略
別添 4 リーフレット「警備業における適正取引の推進」	～省略
別添 5 リーフレット「警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて」	～省略

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和5年11月29日

内閣官房

公正取引委員会

※ 内容省略 詳細は関係省庁ホームページで確認をお願いします。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(概要)

令和5年11月

1. 指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、それぞれに「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などを記載。
 - ・ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
 - ・ 他方で、発注者としての行動を全て適切に行っている場合、取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

2. 発注者として採るべき行動／求められる行動

【行動①:本社(経営トップ)の関与】

- ①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

【行動②:発注者側からの定期的な協議の実施】

- 受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。
- 協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用¹又は下請代金法上の買いたたき²として問題となるおそれがある。

【行動③:説明・資料を求める場合は公表資料とすること】

- 労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

【行動④:サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】

- 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

【行動⑤:要請があれば協議のテーブルにつくこと】

- 受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

【行動⑥:必要に応じ考え方を提案すること】

- 受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

¹ 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、発注者の取引上の地位が受注者に優越していることとともに、公正な競争を阻害するおそれがあることが前提となる。

² 買いたたきとして下請代金法上問題となるのは、下請代金法にいう親事業者と下請事業者との取引に該当する場合であって、下請代金法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託又は④役務提供委託に該当することが前提となる。

3. 受注者として採るべき行動／求められる行動

【行動①:相談窓口の活用】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関(全国の商工会議所・商工会等)の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

【行動②:根拠とする資料】

- 発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

【行動③:値上げ要請のタイミング】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

【行動④:発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】

- 発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

4. 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

【行動①:定期的なコミュニケーション】

- 定期的にコミュニケーションをとること。

【行動②:交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】

- 価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

5. 今後の対応

- ✓ ①内閣官房において、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て本指針の周知活動を実施し、②公正取引委員会において、労務費の転嫁の協議に応じない事業者に関する情報を提供できるフォームを設置する。

警備業における適正取引推進等に向けた 自主行動計画

平成 30 年 3 月

令和元年 6 月改訂

令和 2 年 9 月改訂

令和 3 年 10 月改訂

令和 4 年 9 月改訂

令和 5 年 9 月改訂

令和 6 年 8 月改訂

令和 7 年 9 月改訂

一般社団法人 全国警備業協会

※ リーフレット等を含めて、全警協ホームページで確認してください

別添4

全警協発第211号
令和7年12月5日

協会長 各位

(一社) 全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

外国籍警備員に関する調査及び官公需における警備業務に関する調査への
ご協力依頼について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の運営に格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、警備業界の諸課題の解決に向けて、警察庁と協議を重ねているところですが、現在、「特定技能制度及び育成就労制度への警備業の対象業種追加」及び「官公需における発注方法」について、警察庁を通して関係省庁と協議している中で、警察庁から実態を把握するための調査を求められております。

つきましては、業務御多忙のところ誠に恐縮に存じますが、警備業界の発展に向け、加盟会社からの御意見を賜りたく、下記のとおり2種類の調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1 調査方法

パソコンまたは携帯電話から、以下のQRコードまたはURLにアクセスしていただき、必要事項の入力をお願いいたします。

なお、システムでの自動集計のため、貴協会での回答集計は不要です。

2 調査対象

貴協会に加盟している4条業者全社を対象とさせていただきます。

3 調査内容

(1) 外国籍警備員に関する調査

外国籍の警備員を雇用している加盟会社のみご回答ください。

※外国籍の警備員を雇用していない加盟会社におかれましては、回答不要です。

【QRコード】



【URL】 <https://ajssa.form.kintoneapp.com/public/gaikokuseki2025>

(2) 官公需における警備業務に関する調査

官公需の施設警備業務及び雑踏警備業務を実施している加盟会社のみご回答ください。

※官公需の施設警備業務及び雑踏警備業務を実施していない加盟会社におかれましては、回答不要です。

【QRコード】



【URL】

<https://ajssa.form.kintoneapp.com/public/kankoju2025>

4 回答期限

令和8年1月8日（木）まで

以上

<本件担当>

総務部総務課 小澤、大原

TEL : 03-3342-5821

E メール : y-oohara@ajssa.or.jp

別添5

全警協発第212号
令和7年12月17日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

最低賃金引上げに関する支援策等の周知について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、警察庁から、別添文書のとおり周知依頼がございました。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

令和7年12月5日

一般社団法人全国警備業協会会長 殿

警察庁

最低賃金引上げに関する支援策等の周知について（依頼）

平素より警察行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、関係省庁において、中小企業・小規模事業者の賃上げを一層後押しするため、今般の経済対策を踏まえ、地方自治体が活用できる重点支援地方交付金の拡充及び推奨事業メニューの追加を行いました。また、併せて、賃上げ・最低賃金対応支援に関するパンフレットについても最新情報に更新されております。

つきましては、御参考として、重点支援地方交付金についての、①各都道府県宛ての通知文、②追加内容の紹介資料、③最低賃金対応支援についてのパンフレットの3点を添付いたしますので、貴協会におかれましても、加盟事業者等への周知に御協力いただけますと幸いです。

とりわけ、①・②については、各地方公共団体においても、重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援策について早期の事業化へ向けた検討が進められておりすることを、御認識おきいただけますと幸いです。

以上

事務連絡
令和7年11月21日

各都道府県中小企業支援担当部長
各都道府県労働政策担当部長 } 殿

内閣官房 日本成長戦略本部事務局 内閣参事官
総務省 自治行政局 行政課長
厚生労働省 労働基準局 賃金課長
経済産業省 中小企業庁 企画課長

重点支援地方交付金を活用した中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備のお願い

日頃より中小企業政策、労働政策の推進に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

また、各地方公共団体におかれましては、地域の実情に応じた中小企業支援策を講じていただきしております。重ねて御礼申し上げます。

本日閣議決定された「『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」において、地域の実情に応じて、困難な状況にある事業者をしっかりと支えるとの観点から、重点支援地方交付金を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行わった場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しするなど、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備に向けた取組を強化していくこととされました。

これを踏まえ、各地方公共団体におかれましては、地域経済の担い手である中小企業の持続的成長を確保するため、重点的・効果的な賃上げ支援策を講じることを御検討いただきますようお願いします。重点支援地方交付金の拡充については、今後、令和7年度補正予算案が編成され、その後、国会において審議される見込みです。現時点では予算成立前の準備行為としての依頼になりますが、年末・年度末にかけて賃金改定を予定する企業が多いことから、できるだけ早期の事業化をお願いします。

また、一部地方公共団体で既に講じられた賃上げ支援の事例をまとめましたので、御参考いただければ幸いです。

各都道府県におかれましては、関係部局及び都道府県内の各市区町村に対しても、この旨を周知いただき、あわせて、事業を実施する際には、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくよう、よろしくお願いします。

なお、別添3のとおり、総務省から各都道府県担当部局に対して、物価上昇を踏まえた地方公共団体の発注における価格転嫁の徹底及び重点支援地方交付金の活用を検討するよう依頼がなされています。貴職におかれましては、効果的な施策が講じられるよう、担当部局と連携して対応いただきますようお願いします。

今後、本交付金を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際は御協力のほどお願い申し上げます。

【参考】「強い経済」を実現する総合経済対策
～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（抜粋）

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

1. 足元の物価高への対応

（1）地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対応

「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

- ・生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPGガス・灯油使用世帯への給付等の支援を、
- ・事業者については、特別高圧やLPGガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援を、

それぞれ示してきている。（略）事業者支援分については中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備のメニューを追加するなど、「重点支援地方交付金」の更なる十分な追加を行う。

3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

(1) 賃上げ環境の整備

2025 年度の改定により、最低賃金は、全国加重平均で 1,121 円、引上げ幅 66 円となり、過去最高額となった。

適切な価格転嫁と生産性向上支援等によって、最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく。「重点支援地方交付金」を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。

中小企業・小規模事業者の業務改善・設備投資に対する支援を強化とともに、企業の継続的な賃上げを後押しする賃上げ促進税制の活用を通じて、賃上げモメンタムの維持、向上を図る。

「重点支援地方交付金」を拡充し、賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者、さらには農林水産業などを支援する推奨事業メニューを設け、地域の実情に合った的確な支援を行う。

賃上げの裾野を正社員以外にも広げる観点から、非正規雇用労働者の処遇改善等を行う事業者を支援するキャリアアップ助成金の活用を促進する。

今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。2026 年の春季労使交渉に向けた、政労使の意見交換を行う。

【添付資料】

(別添 1) 令和 7 年 1 月 21 日付け内閣府地方創生推進室事務連絡抜粋

(別添 2) 重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

(別添 3) 物価上昇を踏まえた地方公共団体の発注における価格転嫁の徹底及び
重点支援地方交付金の活用について（通知）

【照会先】

内閣官房 日本成長戦略本部事務局
電話：03-5253-2111

総務省 自治行政局 行政課
電話：03-5253-5510

厚生労働省 労働基準局 賃金課
電話：03-5253-1111（内線：5414、5373）

中小企業庁 事業環境部 企画課 / 経営支援部 経営支援課
電話：03-3501-1511（内線：5231（企画課）、5331（経営支援課））

※ 添付資料省略